

を超過した利用分については、会員規約第25条(ショッピング利用代金の支払い)第1項(1)号に基づき、ショッピング1回払いとしてお支払いいただくものとします。

(4)ショッピングリボ払いの支払方法は会員規約第26条(ショッピングリボ払い)第1項に定めるとされています。また、支払いコースは、会員規約末尾の「ショッピングリボ払いのご案内」に記載するコースのうち「残高スライドコース」または「残高スライド標準コース」となります。各支払いコースの詳細および手数料率は、「ショッピングリボ払いのご案内」に記載のとおりです。

(5)利用者は、本サービスの利用登録が有効になされている間、別添ページが公表する条件を充たした場合には、当社が公表する内容の優遇サービスを受けられます。

2. 当社は、営業上その他の理由により、本サービスの内容を変更することができます。この場合、当社は、利用者に対して、3ヶ月前までに(ただし、重要な変更については6ヶ月前までに)公表または通知します。ただし、緊急を要する場合には、この限りではありません。

第5条(本サービスの利用方法)

利用者は、ショッピング利用をすに当たって、ショッピング1回払いに指定ください。

第6条(利用登録の抹消)

1. 利用者は、両社が定める方法で本サービスの解除を申し出ることにより、利用登録を抹消することができます。

2. 当社は、(1)利用者が約定支払額を約定支払日に支払わなかったとき、(2)利用者が会員規定等または本規約に違反したとき、(3)利用者のショッピングリボ払いの滞りや滞り続いたとき、(4)その利用者のカード利用状況または信用状況等に照らして、本サービスの利用が適当でない判断した場合に、当該利用者の利用登録を抹消することができます。

3. 前二項に基づき利用登録が抹消された場合、会員は以後、利用者ではなく、本サービスを利用することはできません。この場合、会員がその後に利用したショッピング利用については、本規約は適用されず、会員規定等のみが適用されます。

4. 第1項または第2項に基づき利用登録が抹消された場合であっても、それまでショッピング利用については、本規約第4条第1項(1)号の(4)号が適用されます。ただし、利用者が会員規約第38条(期限の利益の喪失)第1項または第2項に基づき期限の利益を喪失した場合には、この限りではありません。

第7条(本サービスの終了)

当社は、営業上その他の理由により、本サービスを終了することができます。この場合、当社は本サービス終了の6ヶ月前までに利用者へ通知します。本サービスが終了した場合、前条第3項および第4項が準用されます。

第8条(本規約の改定)

本規約の改定は、会員規約第49条(会員規約およびその改定)が適用されます。

第9条(支払い名人から移行)

1. 支払い名人(当会社が会員規約第24条第2項(1)号に基づき2019年4月15日利用分、2019年5月10日支払日まで会員に提供していたサービスであり、以下同じ)から本サービスに移行した利用者については、本規約第4条第1項(4)号にかかわらず、ショッピングリボ払いの支払いコースは、会員規約末尾の「ショッピングリボ払いのご案内」に記載するコースのうち、「支払い名人から本サービスへの移行時点まで当該会員に対して適用されていた支払いコース(以下「既存コース」という。))または残高スライド標準コースとなります。

2. 利用者は、両社所定の方法により申し出、両社が認めた場合、既存コースから、本規約第4条第1項(4)号に定める支払いコースに変更することができます。ただし、当該変更後は、利用者は既存コースに再度変更することはできません。(Tk430002-20250228)

〈ご相談窓口〉

1. 商品等についてのお問い合わせ、ご相談はカードをご利用された加盟店にご連絡ください。
2. 盗印刷物の発生や営業内容の修正の申し出については、下記にご連絡ください。
- 株式会社ジーシー・JCBインフォメーションセンター
東京 0422-76-1700 大阪 06-6941-1700 福岡 092-712-4450 札幌 011-271-1411
3. 本規約についてのお申し出は、お問い合わせ、ご相談、個人情報の開示・訂正・削除等の会員の個人情報に関する各種お問い合わせ(ただし個人情報の共同利用に関するお問い合わせについては「第4条」に定める)および支払停止の抗弁に関する書面については下記WEBサイトに記載の当社の個人情報に関する相談窓口にご連絡ください。なお、当およびJCBでは、個人情報保護の徹底を確保する観点から、お問い合わせは下記のとおりです。
- 個人情報に関する相談窓口
https://www.jcb.co.jp/merchant/privacy/#teikei
JCBおよびJCBカード取引システムに参加するJCBの提携会社が共同利用する個人情報に関する各種お問い合わせについては下記にご連絡ください。

(本規約についてのお問い合わせ、ご相談、支払停止の抗弁に関する書面についての窓口)

- 株式会社足利銀行 クレジットセンター
〒320-0857 栃木県宇都宮市鶴田1-7-5 TEL 028-648-8300 受付時間9:00～17:00(銀行休業日を除く)
(個人情報の開示等の手続きについてのお問い合わせ窓口)
- 株式会社足利銀行 お客様相談室
〒320-0910 栃木県宇都宮市南4-1-25 TEL 028-626-0323 受付時間9:00～17:00(銀行休業日を除く)
(個人情報の取扱いに関する質問及び苦情の受付窓口)
- 株式会社足利銀行 お客様相談室
〒320-8610 栃木県宇都宮市南4-1-25 TEL 028-626-0323 受付時間9:00～17:00(銀行休業日を除く)
(第13条第2項および第3項の共同利用についてのお問い合わせ窓口)
- 株式会社フューチャー お客様相談室
〒107-8686 東京都港区南青山5-1-22 青山ライスクエア TEL 0120-668-500

〈共同利用会社〉

- 本規約に定める共同利用会社は以下のとおりです。
- 株式会社JCBトラベル
〒171-0033 東京都豊島区高田3-1-3-2 高田馬場Tビル
利用目的:旅行サービス、航空券・ゴルフ場等リザーブーションサービス、株式会社JCBトラベルが運営する「J-Basketサービス」等の提供
 - 株式会社ジーシー・サービス
〒107-0062 東京都港区南青山5-1-20 青山ライズフォート
利用目的:保険サービス等の提供

〈加盟店個人情報情報機関〉

- 株式会社シー・アイ・シー(CIC)
電話番号 0570-666-414
https://www.cic.co.jp/
株式会社シー・アイ・シー(CIC)は別紙販売法に基づく指定個人情報機関です。
- 全銀銀行個人信用情報センター
電話番号 03-3214-5020
https://www.zenginkyo.or.jp/poic/
●株式会社日本信用情報機構(JICC)
電話番号 0570-055-955
https://www.jicc.co.jp/
※各個人信用情報機関の加盟資格、加盟事業者企業名、登録される情報項目等の詳細は上記の各社開設のホームページをご覧ください。

登録情報および登録期間

	CIC	全国銀行個人信用情報センター	JICC
①本人を特定するための情報(氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、本人確認書類の記号番号等)	左記②③④⑤⑥のいずれかが登録されている期間		
②本契約の申し込みに係る事実(加盟個人信用情報機関への照会日、契約の種類等)	当該照会日より6ヵ月間	当該照会日から1年を超えない期間	当該照会日から6ヵ月以内
③本契約に係る事実(入会年月日、利用可能枠、貸付残高、割賦残高、年総請求予定額等の本契約の内容、支払い状況、債務の支払いを遅延した事実等)	契約期間中および契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年以内	契約期間中および契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年を超えない期間	契約継続中および契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年以内
④官報において公開されている情報	—	破産手続開始決定等を受けた日から7年を超えない期間	—
⑤登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	—	当該調査中の期間	—
⑥本人確認資料の紛失、盗難等の本人申告情報	登録日より5年以内	本人申告のあった日から5年を超えない期間	登録日から5年以内

※上表のうち、個人信用情報機関が独自に収集し、登録するものは、④⑤⑥となります。

※上表の他、CICおよびJICCについては、支払い停止の抗弁の申出が行われていることが、その抗弁に関する調査期間が登録されます。

※上表の他、JICCについては、延滞情報は延滞継続中、延滞解消の事実に係る情報は契約終了日から5年以内(入会年月日が2018年3月31日以前の場合は1年以内)、および債権譲渡の事実に係る情報は債権譲渡日から1年以内が登録されます。

●加盟個人信用情報機関と提携個人信用情報機関の関係は以下のとおりです。

加盟個人信用情報機関	提携個人信用情報機関
CIC	JICC、全国銀行個人信用情報センター
JICC	CIC、全国銀行個人信用情報センター
全国銀行個人信用情報センター	CIC、JICC

ショッピングリボ払いのご案内

1. 毎月のお支払い元金
※お客様に適用されるコースおよび元金額は、カードお届け時の「カード発行のご案内」(以下、「カード発行台紙」といいます。))に記載されます。

お支払いコース	繰切日(毎月15日)のご利用残高			
	全額コース	10万円以下	10万円超50万円以下	50万円超100万円以下
残高スライドコース	—	—	—	—
標準コース	ゆとりコース	5千円	1万円	1万円5千円
	標準コース	1万円	10万円超10万円ごと	1万円加算
	短期コース	—	—	10万円超10万円ごと

※2026年4月3日より、ご指定の金額は1千円以上1千円単位に変更されます。なお、ゴールドカード、プレミアムゴールドカード会員の場合は、2026年4月3日より、ご指定の金額は1千円単位に変更されます。

※新しくお切り替えの場合に、指定する欄がない、もしくは指定したくない場合はお切り替え前の設定元金が引き継がれます。

※ご利用に新規登録する場合は、残高スライドゆとりコースまたは標準コースのみ選択可能です。

2. 手数料率
お客様に適用される手数料率は、カードお届け時の「カード発行のご案内」(以下、「カード発行台紙」といいます。))に記載されます。

2026年10月1日ご利用分から(※1)	実質年率18.00%
2026年9月30日ご利用分まで	一般カード:EXTAGE一般カード:実質年率15.0% ゴールドカード:EXTAGEゴールドカード:実質年率12.0% プレミアムゴールドカード:実質年率8.5%

(※1)利率改定は2026年10月1日を目途としておりますが、その日よりも後の日となる可能性があります。詳細の日付は別途ホームページ(https://www.jcb.co.jp/release/oshrase_payment.html)で公表します。

【ご利用の請求】

- (2)返済日(返済日)
実質年率×日数(繰切日の翌日より翌月の約定支払日まで)÷365日
- (3)お支払いの額
定額コース1万円、実質年率18.0%の方が6月30日に7万円をご利用の場合
(1)8月10日のお支払い
①お支払い元金 10,000円
②手数料 897円(7万円×18.0%×26日÷365日)
③8月10日の弁済金 10,897円(①+②)
- (2)9月10日のお支払い
①お支払い元金 10,000円
②手数料 917円(8万円×18.0%×31日÷365日)
③9月10日の弁済金 10,917円(①+②)

ショッピング分割払いのご案内

2026年10月1日ご利用分から(※1)	実質年率18.00%
2026年9月30日ご利用分まで	一般カード:EXTAGE一般カード:実質年率15.0% ゴールドカード:EXTAGEゴールドカード:実質年率12.0% プレミアムゴールドカード:実質年率8.5%

(※1)利率改定は2026年10月1日を目途としておりますが、その日よりも後の日となる可能性があります。詳細の日付は別途ホームページ(https://www.jcb.co.jp/release/oshrase_payment.html)で公表します。

2. 支払回数(返済回数)

3回(3ヵ月)～60回(60ヵ月)の各回(各月数)
<ショッピング利用代金10,000円当たりの分割払手数料の額の例>実質年率18.00%の場合

支払回数	3回	10回	12回	18回	24回
支払期間	3ヵ月	10ヵ月	12ヵ月	18ヵ月	24ヵ月
割賦係数	3.01%	8.43%	10.02%	14.85%	19.82%

支払回数	30回	36回	48回	60回
支払期間	30ヵ月	36ヵ月	48ヵ月	60ヵ月
割賦係数	24.92%	30.15%	41.00%	52.36%

(ショッピング利用代金10,000円当たりの分割払手数料の額)
301円 843円 1,002円 1,485円 1,982円

(ショッピング利用代金10,000円当たりの分割払手数料の額)
2,492円 3,015円 4,100円 5,236円

※実質年率が18.00%ではない場合は、割賦係数およびショッピング利用代金10,000円あたりの分割払手数料の額は、上記の表と異なります。

※加盟店により、上記以外の支払回数をご指定いただける場合があります。

3. お支払い例

- 実質年率18.0%の方が6月30日に現金販売価格10万円の商品をご購入してご購入の場合
- A. 上表に基づく手数料総額 100,000円×8.43%=8,430円
- B. 上表に基づく支払総額 100,000円+8,430円=108,430円※1
- C. 毎月のお支払 108,430円÷10回=10,843円※2(ただし、初回10,625円※3、最終回10,842円※4)
- D. 分割支払金合計額 10,625円(初回)+10,843円×8(第2回～第9回)+10,842円(最終回)=108,211円
- ※1 ①「分割支払金合計額」は、「B. 上表に基づく支払総額」を超えない範囲とします。(計算の過程で端数が生じた場合は、調整されます。)
- ※2 毎月のお支払金額を均等にするため、いったん割賦係数を用いて「C. 毎月のお支払」を算出しています。
- ※3 初回支払額は上記「C. 毎月のお支払」から月利で求めた手数料を引いた金額を支払元金とし、それに日割計算で求めた手数料を加えた金額となります。
- 月利計算の手数料 100,000円×18.0%÷12ヵ月=1,500円
初回支払元金 10,843円-1,500円=9,343円
日割計算の手数料 100,000円×18.0%×26日÷365日=1,282円
(ご利用金額×実質年率×日数(繰切日の翌日より翌月10日まで)÷365日)
初回支払額 9,343円+1,282円=10,625円
- ※4 最終回の支払額は、最終回の分割支払元金(現金販売価格からお支払済分割支払元金(初回から第9回までの合計を差し引いた金額)と手数料の合計となります。
- 第2回から第9回までの分割支払元金は、「C. 毎月のお支払」から月利で求めた手数料を引いた金額となります。
- <例>第2回
初回支払後残高 100,000円-9,343円=90,657円
月利計算の手数料 90,657円×18.0%÷12ヵ月=1,359円
第2回支払元金 10,843円-1,359円=9,484円

ショッピングスキップ払いのご案内

ご利用金額(ショッピングスキップ払い)手数料を加えた金額を、ご指定のお支払い月の10日(ただし、当日が金融機関等休業日の場合は翌営業日)に一括(1回)でお支払いとなります。

手数料:ご利用金額×手数料率(月利)×繰延月数(変更前お支払い月からご指定のお支払い月までの月数をいいます。)

返済期間:54～239日

1. 手数料率

2026年10月1日ご利用分から(※1)	実質年率18.00%
2026年9月30日ご利用分まで	一般カード:EXTAGE一般カード:実質年率15.0% ゴールドカード:EXTAGEゴールドカード:実質年率12.0% プレミアムゴールドカード:実質年率8.5%

(※1)利率改定は2026年10月1日を目途としておりますが、その日よりも後の日となる可能性があります。詳細の日付は別途ホームページ(https://www.jcb.co.jp/release/oshrase_payment.html)で公表します。

2. お支払い例

- 実質年率18.0%の方が6月30日にショッピング1回払いにて1万円を利用し(8月10日お支払い分にて利用)、お支払い月を11月10日へ変更した場合
<11月10日のお支払い>
- ①お支払い元金 10,000円
②手数料 450円(1万円×3ヵ月×(18.0%÷12ヵ月))
③11月10日の支払額(支払総額) 10,450円(①+②)

キャッシングサービスのご案内

- キャッシングサービス利率*
一般カード:EXTAGE一般カード:実質年率14.8%
ゴールドカード:EXTAGEゴールドカード:実質年率12.0%
プレミアムゴールドカード:実質年率8.5%
- 遅延損害金:実質年率19.8%*
※1年365日(うるう年は366日)による日割計算。

名称	返済方式	返済期間/返済回数	担保・保証人
キャッシング1回払い(国内・海外)	元利一括払い	23～56日(ただし、借入による)/1回	
JCBキャッシングリボ払い	ボーナス併用払い ボーナスのみ元金返済払い	毎月元金定額払い 元金返済払い	利用残高および返済方式に応じ、返済元金と利息を完済するまでの期間、回数。 (返済例) 貸付金額50万円÷返済元金1万円/毎月元金定額払いの場合、50ヵ月/50回。

※海外キャッシング1回払いをご利用の場合、国外の金融機関等の事務処理の都合上、ご利用データのJCBへの到着が遅れ、お支払い日が標準期間満了日(属する月の2ヵ月後または3ヵ月後の約定支払日となる場合)がございます(最大返済期間は10日、ただし借入による。)。この場合であっても、手数料は、融資日の翌日から標準期間満了日(属する月の翌月10日まで)の期間に手数料率を乗じた金額となります。

〔繰上返済方法〕

	ショッピングリボ払い	ショッピング分割払い*	キャッシング1回払い(国内・海外)	キャッシングリボ払い
1. ATMによるご返済	○	×	×	○
2. 口座振替によるご返済	○	○	×	○
3. 口座振込での返済	○	○	○	○
4. 持参による返済	○	○	○	○

- ※全額繰上返済のみとなります。なお、ショッピングスキップ払いの繰上返済方法はショッピング分割払いの繰上返済方法と同様です。
- ※全額繰上返済の場合、日割計算にて返済日までの手数料または利息を併せ支払うものとします。
- ※一部繰上返済の場合、原則として返済金の全額を元本の返済に充当するものとし、キャッシングサービスに対する充当金額は1千円以上1千円単位または1万円以上1万円単位となります。③:次回以降の約定支払日に、日割計算にて元本額に応じた手数料または利息を支払うものとします。
- ※金融機関・ATM保有会社等加盟店またはJCBに対してカードのご利用に関する売上票・売上データが到着するまでの間は、各種の繰上返済を行うことはできません(キャッシング振込サービスの場合を含みます。)。特に海外キャッシング1回払いについては、国内外の金融機関・ATM保有会社等の事務処理の都合上、海外キャッシング1回払いのご利用日から、JCBに売上票が到着する日まで日割が加算される場合があります。

日本クレジット協会が定める自主規制規則における標準用語と読み替えについて

日本クレジット協会が定める自主規制規則における標準用語は、カード発行のご案内、会員規約、ご利用代金明細書等において次のとおり読み替えます。

日本クレジット協会が定める自主規制規則における標準用語	読み替え後の用語
現金販売価格、現金提供価格	ショッピング利用代金、ショッピング利用代金額
支払総額	分割支払金合計額
包括信用購入あっせんの手数料	ショッピングリボ払い・分割払い・スキップ払い手数料、手数料
分割支払額	毎月の支払額、お支払い金額、今回のお支払明細、お支払予定情報
支払回数	支払回数

